

# 特定建設作業の届出案内

騒音規制法  
振動規制法

塩竈市市民生活部環境課

## 特定建設作業の届出について

### 1. 建設作業騒音・振動の規制について

騒音・振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業として定め、騒音・振動の大きさの規制基準及び事前の届出制度を定めています。

特定建設作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止の方法の改善、又はその他必要な措置をとるべきことの勧告又は命令を行うことがあります。

### 2. 届出内容について

特定建設作業を行う場合は、下記内容により事前に届出をして下さい。

関係法令 届出内容	騒音規制法・振動規制法	
指定地域	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内（同法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）	
届出を要する作業	法律で定める特定建設作業は事前の届出が必要です。なお、市条例で定める指定建設作業については、届出は必要ありません。	
届出者・届出期限	届出義務者は当該作業の元請者で、建設作業開始の7日前（3.届出の際の留意事項を参照）までに届出なければなりません。	
規則に伴う罰則	届出をしなかったり、改善命令に従わない場合などの場合は、罰則が適用されることがあります。	
届出様式・書類等	届出様式	記載例1を参照して下さい。
	添付書類	付近の見取図及び工事工程表を添付して下さい。（記載例1,2参照）
	届出部数	正本1通、写し1通を提出して下さい。（1通は控えとして返却します）
届出先・問合せ先	〒985-0006 塩竈市字杉の入裏39番地の47  塩竈市産業環境部環境課環境企画係  電話 365-3377	

### 3. 届出の際の留意事項について

#### (1) 届出者について

- ① 届出者は、発注者から直接請負った**元請業者**です。
- ② 法人における届出者は、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされる代表者になります。
- ③ 届出者が遠隔地の場合は、本社の所在地、法人の名称、代表者氏名を記入した上で、その代理人として、支店又は営業所（工事監督権を有すること。以下同じ）の所在地、支店又は営業所の名称、支店長又は営業所長の氏名を併記し、押印して届出書を提出して下さい。但し、この場合は、代表者の委任状が必要です。

(例) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇建設株式会社 取締役社長 東京 太郎  
代理人 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇建設株式会社塩竈支店 支店長 塩竈 一郎 印

- ④ 届出者が共同企業体の場合は、企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し、押印して届出書を提出して下さい。

(例) 甲・乙・丙建設企業共同体  
代表者 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号  
甲建設株式会社 取締役社長 塩竈 次郎 印

#### (2) 届出期限について

特定建設作業の届出は、作業開始日の7日前までとなっております。但し、日数の算出には届出日は含みません。従って、作業開始日の8日前までに届出を行ってください。（例1）

なお、作業開始日の7日前が休日及び閉庁日の場合は、その前日又その前々日までに届出を行ってください。（例2）

(例1)

日	月	火	水	木	金	土
<hr/>						
届出期限						
9	⑩	11	12	13	14	15
作業開始日						
16	17	⑱	19	20	21	22

(例2)

日	月	火	水	木	金	土
<hr/>						
届出期限						
9	10	11	12	13	⑭	15
作業開始日						
16	17	18	19	20	21	22
作業開始日						
23	⑳	25	26	27	28	29

# 建設作業騒音・振動の規制基準

別紙一1

作業の種類 基準の内容		くい打等作業	びよう打作業	破碎・切削作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する 作業	締固め作業	コンクリートプラント等を 設ける作業	はつり作業及びコンク リート仕上げ作業	建築物の解体・破壊作 業	
騒音の基準が適用される作業と騒音の大きさ	騒音規制法	特定建設作業	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	びよう打ち機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(※1)	バックホウ(指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクタ・ショベル(指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上)(※2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)			
	敷地境界線における騒音の大きさdB(A)	85デシベル									
振動の基準が適用される作業と振動の大きさ	振動規制法	特定建設作業	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業		ブレイカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(※1)					鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業  舗装版破碎機を使用する作業(※1)	
	敷地境界線における振動の大きさdB	75デシベル									
作業時間	1号区域	午前7時～午後7時						ア、イ、ウ、エ	[作業時間等の適用除外]		
	2号区域	午前6時～午後10時(但し、指定建設作業は午前6時～午後9時)							ア. 災害その他非常事態発生の場合		
一日における延作業時間	1号区域	10時間以内						ア、イ	イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合		
	2号区域	14時間以内							ウ. 鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合		
同一場所における連続作業期間	1号区域	6日以内						ア、イ	エ. 道路法による道路占有許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合		
	2号区域	6日以内							オ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合		
日曜・休日における作業	1号区域	禁止						ア、イ、ウ、エ、オ			
	2号区域	禁止									

(注) 1 ※1 作業地点が連続的に移動するあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。  
 ※2 指定するものを除きとは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。

2	区域区分	1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域
		2号区域	工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

3 この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない

様式第9(第10条関係)

## 特定建設作業実施届出書

年 月 日

塩竈市長 殿

届出者 住所 塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称 〇〇建設株式会社

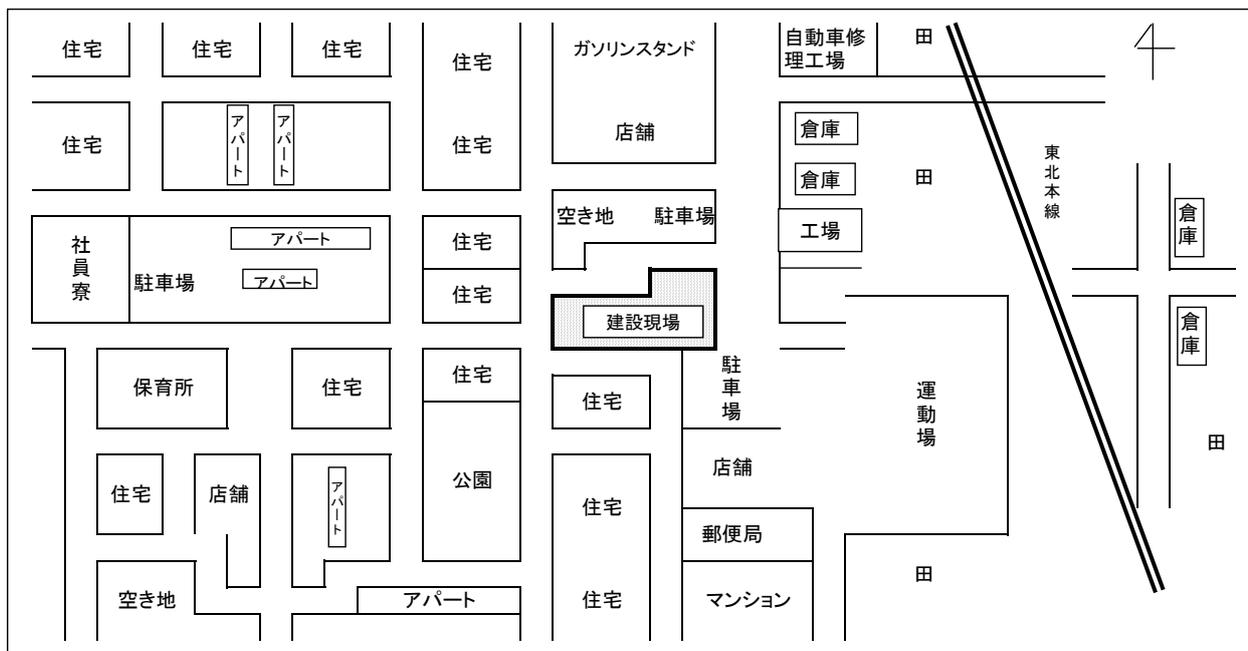
代表者名 代表取締役 塩竈 太郎 印

特定建設作業を実施するので 騒音規制法 振動規制法 第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

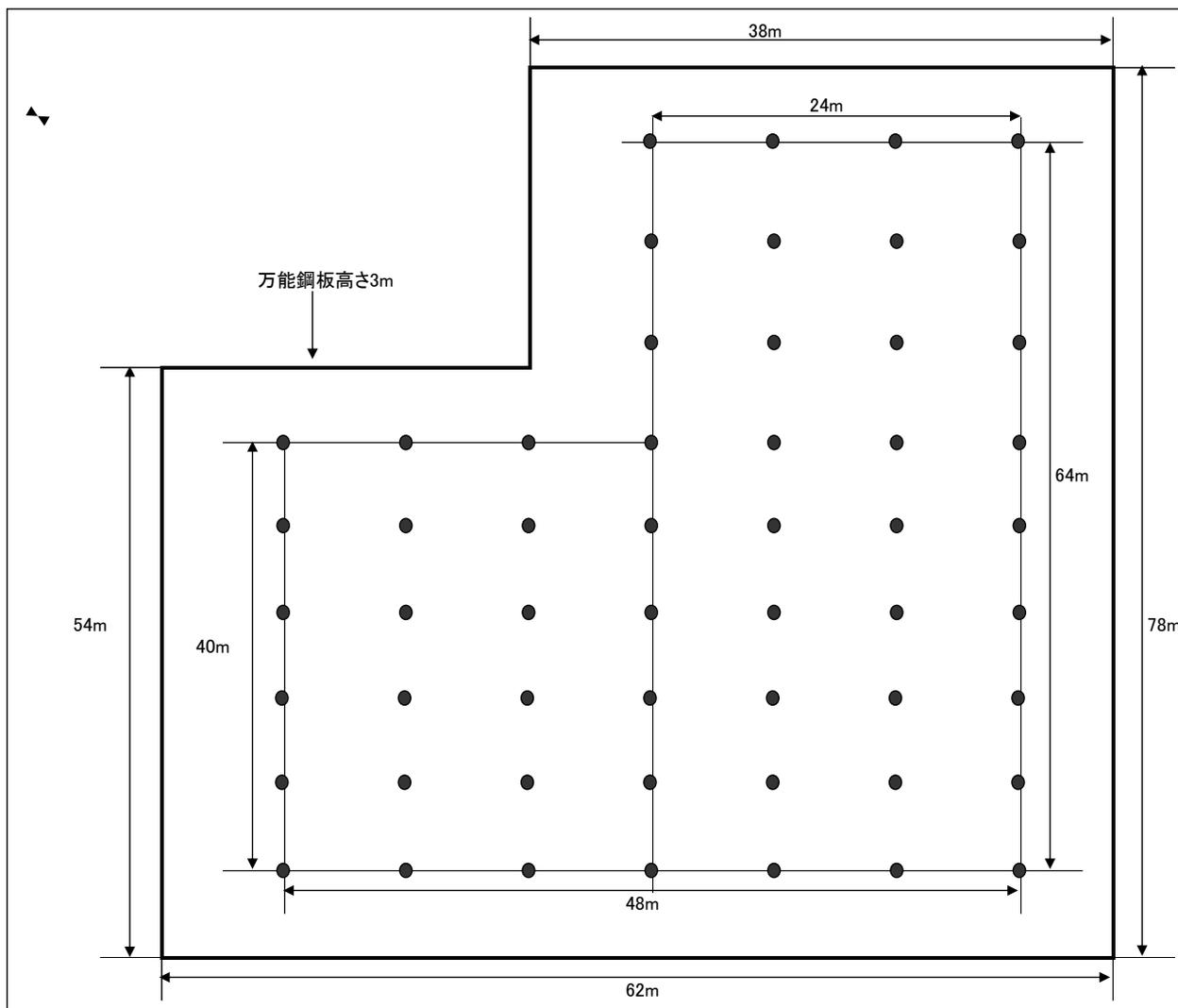
建設工事の名称	Kマンション新築工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設コンクリート〇階建ての解体工事</li> <li>・新築建物の基礎くい工事</li> </ul>		
特定建設作業の種類 (該当する作業を○で囲むこと)	騒音	1.くい打機等(アースオーガ併用を除く) 2.びょう打機 <sup>③</sup> 3.さく岩機 4.空気圧縮機 5.コンクリートプラント等 6.バックホウ 7.トラクターショベル 8.フルドーザー	
	振動	①くい打機等 2.鋼球 3.舗装版破砕機 ④ブレーカー(手持式を除く)	
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 (上記欄の作業に使用するもの)	騒音	ブレーカー(〇〇社製) 打撃力〇〇kg	
	振動	ディーゼルハンマー(アースオーガ併用)(〇〇社製) ラム重量〇〇kg ブレーカー(〇〇社製) 打撃力〇〇kg	
特定建設作業の場所	塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号		
特定建設作業の実施の期間	自	〇年 〇月 〇日	〇〇 日間
	至	〇年 〇月 〇日	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
	自 8時	至 17時	平日
			53日間
			実働時間
			8時間
			424時間
騒音・振動の防止の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民に〇月〇日に工事内容を説明</li> <li>・アースオーガ併用より打撃回数を減らす</li> <li>・現場周辺に高さ3mの万能鋼板により囲いを設ける</li> </ul>		
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇株式会社 代表取締役 塩竈 一郎		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 現場責任者 宮城 太一		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 株〇〇組 代表取締役社長 塩竈 幸助		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	塩竈市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 宮城 宗助		
※ 受理年月日			
※ 審査結果			

- 備考
- 1 特定建設作業の種類欄には、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 2 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 6 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

1. 現場周辺の見取図(敷地境界から約100mの範囲)



2. 敷地及びくい打現場



工程表

工期	着工予定	○年○月○日
	完成予定	○年○月○日

件名 Kマンション新築工事

事項	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仮設工事	—							
はつり工事	ブレーカー							
土工事		—				—		
地業工事		PC杭 栗石		—			—	
コンクリート工事		スレ	基礎 1F	2F 3F 4F	5F			
鉄筋工事		基礎	1F 2F	3F 4F	5F			
鉄骨工事					建方リベット			
型枠工事		基礎	1F 2F	3F 4F	5F			
防水工事						—		
ブロック工事					—	—		
木工事						—	—	
建具工事					鋼製建具		木製建具	
左官工事						外部	内部	
内装工事					—	—	—	
塗装工事							外装	内装
金属工事					—	—		
雑工事							—	—

○年○月○日  
塩竈市長 殿  
請負人 ○○○○